

公共性と時間性

—政治思想史からの一考察—

村 井 洋

はじめに

1. 現代公共概念の諸相

- (1) 福祉国家の危機と生活世界の変容
- (2) 国境を超える公的領域
- (3) 55年体制の崩壊

2. ハイデッガーにおける公共契機

- (1) 公共概念の基礎づけ問題
- (2) ハイデッガーとその「子供達」
- (3) ハンナ・アレントと公共性
- (4) ハイデッガーの公共的契機

むすびに代えて

はじめに

本稿は総合政策学の関心から出発して、公共（public）の概念について一考察を加えようとするものである¹⁾。総合政策学が「公共」概念と深く関わっていることは疑いのない事実であろう。いま、政策過程の諸局面を、政策課題の提起、政策デザイン、政策審議と政策決定、政策実行、政策評価などの局面に区分すると、そのいずれの場面においても、公共概念が密接にに関わらざるを得ないからである。

しかしながら、公共概念がもつ特殊で曖昧な性格については、かねてから多くの論者によって主張されてきた。たとえば、公共概念の内容は、それを論理的に導き出そうとするときには制約のない漠然とした概念となる一方、現実に「公共」を用いるときには使用する人々の社会的、歴史的背景、具体的には慣習や制度によって制約されざるを得ないことが指摘されている（阿部1965）。あるいは、公共は価値概念それ自体ではなく、また制度概念でもないこと（森川2004, 127頁）、さらに公的という概念には、権力行使、社会運動、アイデンティティ顕現としての側面が数えられるという見解などである。

このように確定が困難な性格を持つ公共概念であるが、近年、特に日本でこの概念への関心が急激に高まっている（山口2003, 1頁）。公共概念が問題視される背景には強くかつ大きな社会変化が伴っており、それに対応しようとする多岐にわたる学問上のそして実践的な関心が働いていると想定される。たとえば、福祉国家原理の再構成の必要性、グローバリゼーションの下での国際的ガバナンスの要請、テロや戦争への対応、などである。

これらの要請に基づいて公共とは何かを考えようとするとき、公共の基礎づけに関わる

問題もまた、それなりの意義を認められよう。それは、公共の成立根拠を問う問題である。

以下、1では公共問題の現代的特質の一端に注目しいわばマクロな視点で諸領域の状況を素描し、2ではむしろミクロの問題、公共概念の基礎づけにかかる議論を取り扱う。そこでは、公共概念の成立条件としての他者存在の析出を、主としてマルティン・ハイデッガーの思想に遡って探ってみたい。

1. 現代公共概念の諸相

公共概念と総合政策学との関わりについて、若干説明を加えることから本章を始めたい。

まず、公共とは何かについて、暫定的な定義を導入しておく必要がある。ハンナ・アレントは『人間の条件』で公的領域の二つの特質について述べている。彼女が第一に挙げるのは公開性（publicity）であり、これは事柄がすべての人によって認識され評価される可能性を持つことである。すなわち、「万人によって見られ、聞かれ、可能な限り最も広く公示されるということ」（アレント1994, 75頁）を意味する。第二に公的領域とは共通世界（common world）のことであり、ひととの間にあって共有されているものごとを指す。それは「ちょうど、テーブルがその周りに座っている人々の真中（between）に位置しているように、事物の世界がそれを共有している人々の真中にあるということ」を意味する（アレント、同書, 79頁）。つまり、アレントからわれわれが受け取る示唆は、公共とは、事柄の及ぶ範囲あるいは関心を持つ人々の範囲を想定することを通して問題の領域を確定することを可能にする概念であるといえよう。

それでは、公共の概念は、総合政策学とどのように関わるのであろうか。総合政策学の学問特性のすべてについてここで取り上げることはできない。しかし今、総合政策学の主要部分である「政策」過程を取り上げたとき、一般にはそれは「政治」過程というときより、より限定された決定中心の部分に焦点を当てると見られている。したがって、ここで問題とするアクターはより強い実践への意欲を持っていることに気づかれよう。そこで、過程を観察する視点を過程の外側に設定し、諸アクター、諸要素間の相互作用を透視的・客観的に捉える試みに留まらず、過程に参与し影響を与える意欲を抱いたアクターの意志決定基準を明確にしようとする問題視角がそこには必要とされるのである。このような対象への関与性の強いアクターにとって、公共概念が発見的、形成的、規制的に働くことを示したいと思う。

このときアクターは今直面している政策問題が、どの程度多くの人の共通利益に関わるものかという意識で臨むことを要請されていると言ってよいであろう。そして、想定された利益の範囲が全体社会と重なるとき、その問題は公共的性格を持つと判断しうるであろう。「発見的」（heuristic）とはそのような実践関与意識から生じてくる問題の性格の特徴を見いだすことである。そして、政策に関する主体が捉えた全体社会の利益が「公共」概念として鮮明にイメージを結ぶとき、それは政策デザインに大きな影響を及ぼさずにはいられない。公共概念は政策要素の配置、政策の形態について、指定的・指示的に働く。このような公共概念の働き方を「形成的」（constructive）と呼ぶことが許されよう。一方、公共概念がアクターの反省的な視座に対応することもあるであろう。たとえばそれはデザインされた政策が公共概念を反映しているか否かを判定する際、特に利益・不利益のおよぶ人々の立場を想定する中で明確に意識されるものである。これが「規制的」

(regulative) ということの意味である。

一般的に公共概念が以上のような性格を持つものであることが確認されたとして、私たちが今直面している現代的状況において、いくつかの政策問題領域が大規模に変容しあるいは拡大するという事態が起こっているとすれば、それは新たな公共概念を必要とすることに他ならない。以下、三つの具体的な問題領域を選び、その状況を素描することにしよう。

(1) 福祉国家の危機と生活世界の変容

福祉国家の危機は先進諸国においてはすでに1980年代初期から唱えられてきたといわれる。しかし、それが政策に結びついたのは、各国において慢性的な財政危機を開拓しようとした新自由主義の福祉削減策に始まるといえよう。

日本においては、財政赤字の改善と高齢社会化を背景として、健康保険法改正や老人保健法による在宅介護方式の導入など、多様な福祉コスト削減策を生んできた。福祉縮小政策は選挙民からの不人気を買う故に、政治家主導は政治家から忌避され、官僚主導で行われることが常態であるとされていた。しかし、五十五年体制崩壊後の政権交代を機として、政治家にとって有権者から不人気を買うことの少ない与野党合意による縮減策推進方法がとられることになったのである。

また、近年、「福祉ショービニズム」（福祉擁護と外国人労働者排撃の並立）を掲げる政党が北欧を中心として台頭しているという報告がある（宮本2004, 55-82頁）。デンマーク、ノルウェーなどに見られるこの動きは、新自由主義の政策原理から出発した小規模政党によって担われている。これらの政党は支持者層がブルーカラー労働者にシフトすると共に業績主義の主張に近づき、一方で福祉原理の擁護を唱えながら、他方で移民抑制策などを含む国民共同体への回帰を唱道するという共通性を持っている。

以上のような状況下で、あるいはこうした状況を伴いつつ、旧来の福祉国家への原理的な批判と新しい福祉システムの基礎づけの試みが進行中であるといつてもよいであろう。新自由主義が主張する福祉国家批判の眼目はおおむね以下のようなものである。すなわち、福祉への権利という主張が、他の人の自由権と財産権を侵害するという理由である。さらに福祉国家は、生産性の低い労働機会を創出することによって、より多くの貧困を作り出し、自発的な相互扶助を妨げ、自助努力の芽を摘み、政府権力を強化してしまうというのである。しかし、この主張の中心的唱道者であると言えるリバタリアンも最低限の福祉政策の必要を承認する。その理由は論者によって多様であるが、もっとも原理的なそれは、自由人権の前提として不可欠な個人の存在の前提となる「同質的、同型的個人」を防衛するため、という演繹的な論証形態を伴っており、また緩やかな形態とでも言うべき他の一派は、「惻隱の情」に似た直感的論証や、自由主義者といえども常に自由権を至高の権利と考える必要はないという、自由権と福祉との両立可能性を示唆する議論を採用するのである。

一方、ポスト福祉国家を望見しながら行われる福祉社会の新しい基礎づけにはどのような議論があるのだろうか。

塩野谷（2002）は、福祉の新しい理念的な基礎として基礎的なニーズの充足という消極的な価値に留まらない、「卓越」（能力の開発を通して人間的繁栄に富んだ人生を要請する）（塩野谷2002, 253頁）という積極的な価値を提示する。次いで、「効率」という理念を

基準にして、社会保障の正当化が図れることを示す。すなわち、保険を例にとると、リスクをプールし現実の損害に対して保障を行うこのシステムは、市場においても商品として流通しうる性格のものである。しかし、そのとき、供給者と需要者とのあいだに大きな情報の非対称性が存在することから、リスクの発生率に応じて保険料を設定するとたとえば生命保険において、既往症を申告しないなどの行為に出るようになる。かくして、市場原理の下には効率的な保険制度が形成しにくくなるというのである。それよりもむしろ、強制加入による制度、個々人のリスク確率から独立した平均保険料を設定する方法（社会保険）が正当化される、とする。

ポスト福祉国家の社会保障原理の展開の第二の例としてワークフェア論と呼ばれる議論が挙げられよう（新川2004, 198頁）。それは、分配的な福祉とは区別された、就労促進型の「福祉」という性格をもち、エンパワーメントを福祉の条件とみる政策原理である。このような原理転換の背景には、雇用の不安定化、グローバル化と脱産業化に伴う産業間格差がリスクの遍在化とでも呼ぶべき事態をもたらしたこと、リスク吸収に一定の役割を果たしてきた家族の吸収力の衰退などが考えられるであろう。また、これは前述の福祉ショービニズムとも連動している可能性がある。さらにケア理論に触れておこう。今田（2004）は福祉サービス提供の関係のとらえ方の変化を述べている。それは、ケアあるいは支援活動の中で、これまで搖るがなかった優位－劣位の関係が平等・対等の関係に変容し、パートナーシップに近づいていくという可能性への注目である。さらに今田はキャロル・ギリガンの『もうひとつの声』を引証しながら、公正・正義などの、強制力を伴い演繹論的に見て妥当な規範にもとづく倫理に対して異質な倫理を対比させる。それはケアの倫理ともいるべきもので、当事者たちの文脈に依存し、当事者や第三者との人間関係を重視した視線をもつ態度のことである。これも道徳意識としての発展段階を経て、自己自身へのケアから出発しながら他者への責任に覚醒し、最終的には「誰も傷つけられるべきではない」という、暴力を避ける普遍的基準に到達するというものである。

さらに、福祉の担い手にかかる議論にも少し触れておきたい。高齢化社会が家族をはじめとして生活世界を大きく変化させると指摘する論者は多い。藪野（1998）は高齢化と労働力としての女性の社会進出が「生活革命」とでも言うべき変化をもたらしていることを指摘している。一方でリチャード・セネットが『公共の喪失』で提起した問題意識の系列に属する、親密さの横溢と社会的共感の欠如（「ケータイを持ったサル」現象）に対する危機感が表れる²⁾。他方で福祉を軸とした人間協働のあり方が「新しい公共」の名で呼びかけられることになるのである（内閣府2004）。

（2）国境を超える公的領域

国境を超えた諸課題が適切な処理策と対処能力を求めているという問題領域は、紛争処理、通貨、環境、難民を始めとして枚挙に暇がないほどである。これらの課題は国家主権の相対化（弱化）と国際機関やNGOなど多様なアクターの登場という状況と関わっている。

近年における最も典型的な例として、戦争をめぐる状況変化があげられよう。湾岸戦争以降の戦争では、戦争の進展は同時的に映像媒体で報道されていた。しかし、イラク戦争に見られるように、アメリカ合衆国のいくつかの同盟国では、「戦後」処理をめぐって、確固たる戦闘意識なしに軍隊を派遣し、交戦の自覚もないまま、同胞を人質にとられ、

派遣軍の撤退を要求されるという結果を生んでいる。これらの事件は「新しい戦争」という、私たちの経験しなかった事態を実感させるものであったといえよう。

冷戦後の戦争形態の変化を「新しい戦争」として定式化を行った論者は少なくないと思われるが、就中、グローバル市民社会の枠組みとの関連でこの戦争の特徴を明らかにし、対処方法を検討したメアリー・カルドーと、「世界内戦」という20世紀的カテゴリーによって、カール・シュミットとハンナ・アレントのふたりの戦争概念を結びつけ、冷戦後の戦争状況との通底を示唆した亀嶋庸一を挙げなければならない。

カルドーは、新しい戦争の特徴を、(1)細分化したエスニック集団（民族集団）が戦争の主体、当事者であること(2)正規軍同士の戦争ではなく、傭兵や警備会社のような請負集団、自警団状の組織、国連やNATOの管轄内で行動する外国政府の正規軍などが、入り乱れて戦う戦争であること(3)戦争の背後には独特的な民族意識が働き、自民族と他民族の違いをことさらに強調し、排他性が強められること(4)長期化すること(5)戦闘の目的は、相手の民族の生活基盤を崩すことであり、強制的住民退去やルワンダのように集団虐殺を伴うこともある。したがって住民の死傷者が増加することなどを明らかにした（カルドー2003, 49-106頁）。

このように、新しい「戦場」は国家と国家の「国境」ではなく、市民社会の真っ只中にある。その崩壊によって戦争を生じさせた市民社会を、他国の市民社会団体からの援助を借りながら蘇生させ、もって戦争への対抗策を見いだそうと主張する（Kaldor 2003, pp. 78-108, Kaldor 2003-2, p590.）。

一方、亀嶋はカール・シュミットの『大地のノモス』に依りつつ、ウエストファリア条約下の非差別的戦争概念³⁾が第一次大戦後を契機として戦争を犯罪とする国際法観念が成立するに及んで、「絶対的な敵」という疑似国際犯罪的かつ排他的敵概念を生んでしまったことを指摘する（亀嶋2003）。そして、あらゆる戦争は内戦と考えられる、というシュミットの国際法理論上の主張を抽出した上で、アレントの『全体主義の起原』における全体主義の世界支配という野望の下での膨張戦争を取り上げる。すなわち、論理上内政と外政を区別しない全体主義レジムにとっては対外戦争といえども内戦とならざるをえない。ここでもシュミットの指摘と軌を同じくして敵は絶対悪であり、殲滅すべき存在となる。

現在我々が直面しているのはこのような国際内戦状況なのではないか。であるならば、戦争にコミットするにせよ反戦に挺身するにせよ、国家を経由するチャンネルとは別の経路を求めるにければならないであろう。

このような公的領域の拡大化—正確には、ひとびとの相互作用の結果が世界大に拡大しながら、対応する制御過程が構築されていないという状況—は、より小さな規模ではあったが次のような状況に類似していると言える。20世紀初頭のアメリカ合衆国において、伝統的な対面コミュニティの共同性が崩壊し、国家大の産業社会が立ち上がるなかで（グレート・ソサエティの勃興）その社会にふさわしい新しい公共の条件を探ったジョン・デューイが捉えた事態である。デューイは諸個人の行為が当事者の範囲を超えて第三者に影響を及ぼし、それが組織的配慮を必要とする程度に及んだとき、その第三者の集合体を公衆（public）と呼ぶ（デューイ1969, 19頁）。デューイはあらたに出現したグレート・ソサエティを民主的に組織されたグレート・コミュニティに転換することを提唱する。そのためにはマス・コミュニケーションの作用が必要であり、マスコミによって担われるシン

ボル化作用によって、グレート・ソサエティーに蓄積された膨大なひとびとの相互作用のエネルギーの秩序が、人びとに認識と検討を促す意味の秩序に転換されると言うのである。

デューイが志したような、言説に媒介された公共圏の創出が求められるこのような状況では、庄司（2004）が言っているように、秩序を急に追求するあまり、無批判に権威に寄るのではなく、むしろ秩序が欠如している状況を媒介として新たな秩序を探ってゆく態度の選択肢も注目されよう。そのとき、地球規模に拡大する公共圏はそのような、新しい地球的秩序をも構想、形成する媒介として機能するのではないか。

（3）55年体制の崩壊

日本の政策意志決定システムは、私的利害を公的という名でコーティングして表出しておらず、システムの各要素がそれに同調しているという構造特性をもつことがカレル・ウォルフレンによって指摘されてから久しい（ウォルフレン1990）。その後、55年体制の崩壊がおこるに及んで、政官財の癒着した利益表出構造が制度改革と結びついてより強く問い合わせされることになった。その際、批判と再構築の手がかりとして公共の概念が要請されたといえよう。

小島（1997）は、1980年代後期以降の経済政策を分析する中で、日本の中央政府の意志決定メカニズムを地上四階・地下一階のビルに例えている。それは政官財の三セクターが上階から、最高意志決定機関（閣議など）、諮問機関（経済審議会など）、実施機関（省庁部局）、政策的専門的能力を持つひとびとの集団（族議員、官庁における〇〇畠）そして非公式人間関係（学閥やコネ）の階層性を持つものである。そこでは政官財は各層別に相互に依存し合う関係を築いている。このような政官財の相互依存・癒着構造は私的利害と公的利害を混同し、既得利益擁護の政策をとりがちである。ところでこのような癒着構造はひとり日本のみならず、諸外国にも例を見るものである。しかし、小島が指摘するところでは、特に英米のシステムにはそれを打破する対抗システムを伴い、改革の動きを発動していることを指摘している。たとえば、アメリカでは徹底した三権分立制のほかに、官僚の政治的中立が遵守され、官僚から政治家へのコンバートはほとんど行われず、情報の公開と明白なルールの下での経済活動が常識化していることが癒着構造に一定の歯止めをかける役割を果たしている。アメリカおよびイギリスでは共通して、民間部門での規制改革が行われ、政府部門の見直しが行われ、財務情報の明確化や財政赤字政府債権の削減などを目標にした新公共経営論（New Public Management）が導入された。

それに対して、日本では、輸出主導型成長によるもたらされた收支不均衡を国際的調整によって是正した時期が終わってもひきつづき政策形成に 上記の癒着型私的利害実現行動が見られる。したがって、バブル発生の責任所在が明確にならないまま現在に至っているというのである。さらに、55年体制を遙かに凌ぐ深層の政治文化論的視角から日本政治文化の構造を「恩顧主義（クライエンテリズム）」として分析している小林（2000）のような試みも想起すべきであろう。55年体制が崩壊していくつかの制度改革が進行している現在ですら、たとえば、小選挙区制度は地域的な恩顧主義による利益誘導を却て強化し、省庁統廃合も歯止めをかけるに至らないと指摘し、「活私開公」のスローガンの下、新しい公共理念に基づく社会構成原理を希求する試みを生んでいる。

2. ハイデッガーにおける公共契機

(1) 公共概念の基礎づけ問題

公共概念が概念規定の明確さを欠きながらも、テーマとしての公共問題への関心が高まっているという状況に直面すると、公共概念の基礎づけ問題の意義をあらためて認識せざるを得ないであろう。それは端的には、一方で政治社会の成員である個人存在を想定し、他方でそれら個人間に共有される問題に公共という性質を付与しようとするとき、この間にいかに妥当な架橋のプロセスがありうるかという問題である。現下の議論状況においては、この問い合わせへの代表的な回答として次の二つが挙げられるであろう。

第一は公共の自由主義モデルであり、ジョン・ロールズを代表例としアマルティア・センなどをも含む。自律的個人存在を前提とし個人に帰属する自由を尊重しながら個人の知性による合理的推論によって公共概念を導出しようとする立場である。

第二は共同体主義（コミュニタリアン）・モデルであり、マイケル・サンデルのロールズ批判に典型的に表されているように、共同体に埋め込まれた自己、すなわち、価値選択や生活スタイルの形成が共同体における成員相互の作用によってすでに行われているという立場である⁴⁾。

確かに、塩野谷（2002）が言うように、この二つのモデルは人間観の違いに基づくものであり、そのどちらが正しいかを争う議論からは大きな実りを期待できるという見込みは薄い（塩野谷2002, 110頁）。事実、政治思想史上に公共の概念の成立史を追求するとき、この両者が近代自然法思想＝契約説と共和主義というヨーロッパ政治思想史の二大主要契機とも言うべき場所に思想的根源を持っていることが理解できる（福田2001ならびに森川2004）。そのことはしかし、公共の基礎づけを問うことを無意味だとするものではない。今、公共判断が成立することを、後藤（2002）が定式化したように、「公共的ルールを評価する関数それ自体が私的選好とは質的に異なるものへと変化する」（205頁）と述べるとすると、エゴイスティックに行はる個人が公共問題を理解するというチャンネル切り替えのプロセスは幾筋もの道がたどれるのである。たとえ一筋であれ、そこにアプローチしようとする試みが本章の意図である⁵⁾。

(2) ハイデッガーとその「子供達」

公共概念の基礎づけ論において本論が注目するのはマルテン・ハイデッガーの思考である。ハイデッガーは、『存在と時間』以来、多大な影響を哲学専門領域のみならず現代諸学界に与え続けた。しかし、『存在と時間』はこと政治的公共概念に関してはネガティブな評価を与えていたと受け止められてきた。ハイデッガーは公衆を「世間」（das Man）として、おしゃべりに関心を散じる、非本来的な自己のあり方として捉えていたからである。「世間」それ自体は価値評価の対象ではなく、記述的に扱われていたにせよ、そこには『現代の批判』などでのキルケゴーの大衆批判の影響が歴然としていた。

もとより、『存在と時間』という書物は全体として、存在の意味を問うことを課題にしていた。たとえばそれはライプニッツの起こした「何故にあるものが存在し、かえって何もないのではないのか？」というラディカルな問いに接近することであったのは周知の事実である。

この目的を達成する方途として、存在を直接問うというよりもむしろ、存在を問うプロセスを地ならしする戦略をとったハイデッガーは『存在と時間』において、自ら存在を問

うことができる存在者、現存在（Dasein=人間存在）の構造をまず問おうとしたのであった。

その課題に至る経路として、「世間」のような平均化した大衆存在としての人間にはそのような構えは期待できない。自己自身のかけがえのなさに目覚めた本来的（eigentlich）自己だけが存在への問い合わせの通路を開くのである。そのかけがえのなさは、自己の死の可能性に対して眼を背けることなく直面しようとする覺悟性（Entschlossenheit）においてのみ実現される、というのである。

しかし、当面、以上の公共世界に否定的なハイデッガーの態度は受け入れざるを得ない事実であるとしても、私たちはもうひとつの事実に気づくであろう。それは、ハイデッガーの影響を受けた少なからぬ有力な「子供」（弟子）たちが公共性の哲学的解明に有用な概念装置をそれぞれ案出した、という事実のことである。

『存在と時間』の中でハイデッガーは「共同存在」（Mitsein）や「共同現存在」（Mittdasein）について語っている。それは「自分と区別していない人々、その中に自分も加わっている人々」のことであり、「世界一内一存在」として配慮的、配視的に存在している存在のことである。

このような“ともに”的な世界=内=存在にもとづいて、世界はいつでもすでに私がともに他の人とわかっている世界なのである。現存在の世界は共同世界（die Mitwelt）である。内存在はほかの人びとの共同存在である。ほかの人びとの内世界的な自体存在は、共同現存在である（S. 119, 訳書260頁）。

しかし、このように記述された共同現存在とは、たとえば、洋服の寸法がその人に合わせて仕立てられる人のように、道具としての存在者の背後に隠れているのみで、分析の前面に現れてくることはない。

このハイデッガーの分析態度の欠陥をレーヴィットが『人間仲間の役割における個人』で補うことになったのである。ただし彼の分析が倫理学をはじめとして大きな影響を与えたとしても、析出された自己と他者の関係は、シナリオの役割（ペルソナ）を通して通じ合うといった性格のものに留まっていた、といえよう。

一方、ハイデッガーの助手を務め、ハイデッガーの解釈学的手法を精神学に適用したハンス=ゲオルク・ガダマーは大著『真理と方法』を、ヒューマニズム的諸学の伝統概念が啓蒙主義以降、変貌させられた状況を描くことから始めている。その概念とは、教養（Bildung）、共通感覚（Sensus Communis）、判断力（Urteilskraft）、趣味（Geschmack）などであった。これらの多くはローマ人の公共生活に起源をもつものであるが（ベイナー1988, 29頁）、人びとを公共生活に誘うと共に公共生活での議論や意見形成を可能にしたものである。これらの能力が啓蒙思想（例えばカントの『判断力批判』）によってその政治的意義を抜きとられてしまい、考察の対象としてはより狭く、美学（と生物界のような目的論的世界）という形に、そして領域を担う能力としてはより主観的な方向へと縮減させられたことを批判した（Gadamer, 1960, S. 7ff.）。ガダマーの試みは精神諸学全般に関わるものであって政治の世界のみを特定して論じるわけではない。しかし、先に述べた古典的諸概念の政治的意義の確認や、判断力の意義を適用（Anwendung）概念を探り、その

具体例をアリストテレスの自然法概念に求めた考察（S. 290ff.）などは現在に至ってもなお、公共概念の有力な注釈者という位置を有すると見てよいであろう。

(3) ハンナ・アレントと公共性

ハイデッガーの弟子たちの中で公共概念を最も明確に打ち出したのはハンナ・アレントである。ところで、アレントの公的領域の概念が、全体主義と大衆社会という20世紀政治の特性をいわば反転させながら生成してきた事実を確認すべきであろう。

アレントは20世紀の特徴を「暗い時代」（Dark Time）と呼んでいる。それはこの時代の多くの人々を非業の死に追いやった総力戦や、強制収容所に代表される民族絶滅そのものを指しているわけではない。むしろ、より特殊に、テロルの跳梁を引き出しテロルの跋扈と共に完全に消滅した公的領域と、そこに姿をあらわにする人々を照らす光が失せた様を指しているのである⁶⁾。

テロルは人々を孤立させる作用をもつ。恐怖は人々を共通の場から撤退させる。全体主義支配において行使されるテロルはそのようにプロパガンダよりも効果的に働いた。それは人々との間に辛うじて維持されていた交わりの絆を切斷してしまうからである。こうして各人が陥った孤立（loneliness）は、人間の豊かな交わりの半面である孤独（solitude）とは異なって、独居する際にも心の中の対話という形で潜在的に維持される他者との関わりを持たない。孤立した状態でひとは自分の存在を確証する証人たる他者のリアリティを信じることができず、自分の状況とその将来について最悪の場合を思考する罠にはまってしまうのである。

こうした状況を打破するものとしてアレントが考察したのが「共に活動する」（acting in concert）という活動態様なのである。エドマンド・バークの用語に託されたこの着想が、その後のアレントの公的世界論を形成する出発点となる。

『人間の条件』ではことの成り行きの連鎖を断ち切って、新しいことを始めることができるアクティビティとしての活動（action）概念が政治的なものを特徴づけるものとして提示された。同時に、活動が行われ、多くの他者に見られ聞かれかつ評価される場としての公的領域の像が明らかにされたのである。公的領域で行われる活動は意見を共にするか否かを問わず、活動の相手を条件とする。また、活動の始終を眺め記憶する注視者を必要とする。これらは著しく古典古代的な色彩をもって語られているし、現代文明批判としてのトーンは悲観主義的とすら受け取れる。しかし、『人間の条件』が全体主義の反転像であるのは、演繹的思考に代えて新しく始める活動を対置し、テロルと孤立に代えて人々とのコミュニケーション活動とそれに基づいて形成される政治権力を描き上げたからに他ならない。

このように『人間の条件』が開こうとした政治の可能性は活動の自由と権力形成を結びつけ、権力を活動によって基礎づけ、近代自然法に裏付けられた自由主義の基本前提にあった権力と自由の対立図式とは異なった政治の構図を明らかにしたという点でユニークであった。また、かけがえのないその人物の正体（who）が他ならぬ公的領域の光の中で他者の前に姿をあらわにすることを指摘したという点で、カール・シュミットやエルンスト・ウンガーなど決断主義の色彩を強めていた20世紀の政治的実存主義とは明らかに一線を画す政治的実存の像を提示したのであった。

そして、参加の自由の中に人間的喜びを見いだすことが可能であるという、特に20世紀

の政治的経験の瓦礫の中で久しく忘れ去られていた公的幸福（public happiness）のイメージを鮮明に描いたのであった⁷。

さらに、アレントの公共概念の生成は晩年に至ってダイナミックとも言うべき、存在論に向けての拡張化をとげる。すなわち、存在者が公的世界に差し掛けられる光の中で他者の前に姿を現すあり方は、地上の生きとし生けるすべてのものに共通した性質と見なされるのである。存在者の個性はその内面においてよりむしろ、あらわれにあるという普遍的・存在論的主張はその論拠こそ1930年代の動物生態学あるいは環境生態学から採用されて、いささか古色がさしているように見受けられながら、ポストモダンの趣を湛えているものもある。こうしたアレント後期の思想展開は、ニーチェに接近した、イデアと現象の二世界論からの離反、あらわれ（現象）の優位への肯定的態度といった、前期においてすでに抱いていた傾向をより明確に示すようになる。こうした思考が政治的に意味するのは、イデアとしての真理には限られた者だけが接近できるという貴族主義的主張から離脱するということである。すなわち、あらわれを受け止める遠近法の位置をそれぞれの場で分け持っているという意味で人々は平等なのである。

アレントにとっては、このようなあらわれの世界論に対応する思考能力が探求されるべきであった。その考察が晩年、アーバーディンで行われたギフォード・レクチャーであり、死語出版された『精神の生活』であった⁸。

そこでは、思考すること（thinking）、意志すること（willing）とならんで判断すること（judging）があたかもカントの三批判を思わせる順序で考察の予定にのぼった。しかし最後の『判断すること』はアレントの生前には完成されることなく、アメリカの大学で行った講義ノートによってその思想の復元が行われるに至ったのである。アレントによれば、思考することは思考する者自身の位置を公共世界からの距離をとることの中で働くかせ、その結果事柄の意味を獲得するという目標を実現する。そして、意志することは世界の中の具体的な個別者を目指す、対象の個別性に集中する性格をもつ。これらに対して、判断力は公共世界のありかたに全面的に適合する性格を持つものであったといつてよい。なぜなら、判断は個別を普遍と接合する働きを果たそうとするという点で、公共世界に出現する出来事を共通の評価基準に照らし合わせる精神能力であるからである。

(4)ハイデッガーの公共的契機

以上に見たハイデッガーの弟子達に少なからず認められる公共世界への照明装置の提案と公的世界そのものの概念的提示は、ハイデッガーの思想とどのように関わっているのだろうか。彼らが直接の影響を受けたと考えられる初期ハイデッガー（ここでは『存在と時間』刊行前後を表す）に対象を絞って若干の考察を加えてみよう。

レーヴィットの箇所に引用した、文字通りの公共的存在としての人間の記述は、我々が求めているものとは異なる。これは、ハイデッガーにとって本来的とされていない存在レベルをそのまま、公共存在と考えているからである。

そこで、ありうるひとつの解釈は、ハイデッガー自身強調しなかった点、あるいは彼にとって非本来的とされた存在形態が弟子達によって変形されて、本来的人間の公共存在として再解釈されたという可能性である。これときわめて類似した見通しを、リチャード・バーンステインが行っている。かれは初期ハイデッガーの講義『ソフィステース』においてアリストテレスのフロネシス概念の解釈論が展開されていることに注目した。そして、

これを聽講した彼の弟子達たち（ガダマーとアレント）はこの講義の影響を受けながら、「長じて」ハイデッガーに批判的スタンスをとり、独自の判断力論を形成したのではないか、と予想したのである（バーンステイン1997, 186頁）。

判断力と公共概念は隣り合い重なりあっている。ほぼ同様の見通しを、精緻な分析に仕上げた例としてデーナ・ヴィラの議論がある。

ヴィラはヴィラ（1995, 2004）において、ハイデッガーがアレントの思想に与えた影響について詳細な分析を行っている。

ヴィラによれば、アレントはハイデッガーからひと組の方法を借用している。アレントの目的は政治的なものの概念を伝統的で近代にまで継承されている「理念－実現」という工作的なメンタリティーに基づく理解から解放して、活動やあらわれの空間（公的領域）というビジョンの中に更新することであった。それをギリシア人の経験に立ち戻りながら（反復）、新たな経験枠組みに仕上げていく（脱構築）作業である。ハイデッガーが西洋形而上学の限界を指摘し、ギリシア人の思索経験に戻りながらあらたな存在概念を仕上げていく方法に似ているというのである。

さらにヴィラは、自由や公共の概念もハイデッガーに負うところが大きい、と言う。公的領域と私的領域の対比は「ハイデッガーの本来性と非本来性、開示性と隠蔽性の独特で複雑な関係の反映として理解する必要がある」と指摘する。私的世界には他者の眼から遮断されて匿われた平穏さが支配する一方、もっぱら生命的法則に従うという意味での必然性への従属という性質が帰属している。そこで超越の働きによって真実の自己と世界のあり方が開示されるとアレントは考えた。こうした思想はハイデッガーの決意性（Entschlossenheit）に共鳴しているとするのである。

ヴィラの論点はアレント思想に関して広い範囲に亘っているが、本稿では特に公共概念に関わる要因に的を絞ることにする。アレントによって展開された公共概念の主要な契機として、前記したように、公開性と複数性とが挙げられるすれば、それらはハイデッガーの思想とどう関わっているのだろうか。

このうち、まず開示性（Erschlossenheit）の議論を取り上げよう。ヴィラはこの開示性という『存在と時間』におけるハイデッガーの基本概念を、アレントが公共性概念として自らの思考に取り込んだことを明らかにする。開示性とは現存在（人間存在）に属する、世界を明らかにする性質のことである。人間は「世界－内－存在」(in-der Welt-Sein これを「自ら環境にかかわりつつ共にある存在」と理解しても大きな誤解ではないであろう)として世界を自分的一部として世界に関わりながら存在する。しかし人が世界の様々な様相を明らかにできるのは、自分と世界との間に「すきま」を開ける性質を人が備えているからであろう。世界に明るみをもたらすこの性質が開示性である。この開示性概念は広義の実存主義の思想に多分に継承されたと言ってよいであろう。一例を挙げればジャン＝ポール・サルトルが『存在と無』という浩瀚な書のタイトルとした「無」はこの開示性の別名に他ならなかった。

この開示性をアレントは公共世界と人間との関係に転用した、というのがヴィラの主張である。アレントは公共世界を、ことがらが現れ、人物も活動を通して現れる場として捉えていた。前述したとおり、そこには物事を照らす光が差している。

さらにアレントは我々が世界の事物による関心、利害（interest）を人と人の間にあ

るもの（inter-est）と理解し、「介在者」（In-between）と呼ぶ。それは自分と物事が距離をおいて対峙すること、そして、他者も反対側からそれを眺めることができることである。こうした空間配置のイメージは大衆社会の密集という事実に明らかな反旗を翻しているイメージであることは容易に理解できよう。大衆社会とは一つの利害と一つのパースペクティブのみしか許さない単質化された視線が支配する社会である。

従って、アレントの公共世界の概念には、異なった利害、視点をもつ他者の存在が不可欠であった。人間は公共世界において他者と共にあり、時に物事やことがらを挟んで対峙するという複数性をもつ。それでは、この複数性についてハイデッガーとアレントの関係はどうなのであろうか。ヴィラの主張は以下のようである。

ヴィラによれば、ハイデッガーは『存在と時間』において明らかに他者の存在を認め、それを現存在の基本的条件であると考えている。「世界内存在は共同存在（Mitsein）である。」したがって、ハイデッガーでは「フッサール的な共同主觀性の“問題”は解消する」（Villa,p. 122, 訳書203頁）アレントはこの共同存在を複数性に作り変えたというのである。

ヴィラの答えは明快ではあるが、他者の位置づけとしては納得しがたいものがあるようと思われる。ヴィラが『存在と時間』に指呼した「他者」とは大衆としての他者なのではないか、世間としての他者ではないか、という疑問である。あるいは、ヴィラはそれを認めるかも知れない。ならば、アレントはそのような他者を、レーヴィットとは異なったやり方をとるとしても、自分の公共世界の他者として作りえる「素材」として選んだだろうか。

しかしあれわれは、アレントとハイデッガーの影響関係の問題は別にして、そもそも、ハイデッガーは『存在と時間』において本来の現存在に対応する他者を明らかにしているのであろうかという問題に進みたい。言い換えれば、ハイデッガーにおいて、公共世界の構成契機である他者が、「世間」以外のかたちで見いだしうるか、という問題である。

『存在と時間』にはもともと他者の契機が見い出し難い、という主張は少なくない。それは管見のかぎり、特にハイデッガーとエマニュエル・レヴィナスとを対蹠的（あるいは補完的）に捉える論者に顕著に見られる主張である⁹⁾。

確かにハイデッガーにおいて、非本来的自己と対応する世間のあり方や、道具を使用する日常生活の連関の分析に予想されている他者との共存を除けば、他者の存在への分析関心は希薄であるような印象を受ける。

ところで、そのような予断を覆すかのような気迫に満ちた次のような主張を、『存在と時間』出版と同年1927年の講義『現象学的根本諸問題』に見い出すことができる。

ライプニッツは精神的一心的諸実体をモナドと名づけた。……モナドは窓をもたない、すなわち、モナドはそれ自身から、殻の内部から外を見るこことはない。モナドが窓をもたないのは、モナドは窓を必要としないからである。……モナドにとって、自己所有物としてモナドがそれ自身の内にもっているもので十分だからである。各々のモナドは、モナドとして様々な覚醒の度合いにおいて表象するという仕方である。……各々のモナドは、その内部においてすでに世界の全体を表象している（S. 427, 訳書434頁）。

ヴィルヘルム・ライプニッツへの言及はハイデッガーにとって強い意味づけを伴って引用され、かつまた多年の著作に亘ってしばしば行われたものであるが（酒井2001）、我々の文脈では、彼がモナドロジーに仮託して現有（Dasein 現存在）の自由な（超越的）性格を強調し、居ながらにして自らの位置を抜け出していく「脱自」の働きに促されながら、他者との繋がりを持ちうる性格を述べていることを確認すればよい。

モナド、つまり現有は、それ自身の有に従えば（超越に従えば）すでに外に有り、すなわち他の有るもののもとに有り、そしてそれは、現有それ自身のもとに有るということだからである（a.a.O.S. 427, 435頁）。

これは、主観的であるほど他者と繋がりうる、このような構造を人間存在が持っているという主張である。もっとも、この叙述のすべてが本来的存在としての自己に対応する他者との関係の可能性を指示したものかは断定できない。洋服を仕立てる職人にとって、寸法をとる顧客も他者である。このように、道具の連関の下に出会う他者をも想定している可能性も大きいからである。このような描写を受けながら、ハイデッガーの現存在分析の中心的部分を構成すると言ってもよい時間性の働きの中に、他者の存在への示唆が含まれているのではないか、という可能性を検討してみよう。

ハイデッガーにとって時間性（Zeitlichkeit）とは人間の脱自（extase）という性格と強く結びついている。人間は自らを抜け出て行く働きの中で、時間を動詞化する時熟（zeitigen）という動作を行うのである。それはまず、「到来」から始まる。これは自分の死の可能性との直面であり、死の可能性に眼を背けることなく、こちらから迎えに行くことである。その結果、各自の各自である自覚が行われる。そして、そのような態度のもとに自らの過去の反復が行われるとき、自己の過去であるにもかかわらず、もはや自分でない存在の姿が立ち上がる。このような自己と過去の自己の関係、鮮明な輪郭をもって現れるもうひとつの自己（すなわち他者）の「経験」がおこりうるのでないか。

この関連でエドムント・フッサーの時間論の分析を参考にしたい。クラウス・ヘルトはヘルト（1988）の中で、フッサーの時間論をハイデッガーに近づける形で解釈を試みている。本稿の対象としたハイデッガーの時間性分析とそれと連動する他者の析出と接近している。

……私の過去は原理的に流れ去ったものとして、追いつくことができないものであり、〔他方〕他者は、共通に世界を構成するに当たっての架橋しえない隔たりによって、私と区別される。したがって、他者を私自身の「類似物（アナロゴン）」として理解することと、私の想起された自我を過去の私自身の自我として理解することとのあいだにみられる原本的な類似は、それら〔=私と他者、私自身の自我と想起された自我〕の疎隔化（Entfernung）の架橋が不可能である点、ないし、その疎隔化を取り消すことができないという点にある（212頁）。

これは他者の存在を想定する基本的な枠組みになりうると思われる。ハイデッガーの議論は以上の結論を含意しているのではないか。言い換えれば、本来の人間のあり方とし

て時間性を働かせている中で、私たちは、他者の存在を準備しているのである。

むすびに代えて

このように、ハイデッガーにおける他者存在の契機に関心を集中したのは、20世紀思想を代表するといつてもよい精緻な個人存在の構造分析の中に、すなわち、各々が最も深く自己自身に成りゆく「経験」描写の中に、他者という、公共世界存立にとってのバイタルな要因がどれほど、どのように織り込まれているかを確認したかったからに他ならない。

現象学的方法は、it-seem-to-me という構造の独我論的な枠組みをなかなか脱却できなかったことから、共同主観性論の努力にもかかわらず、複数性をもつ政治世界の分析に馴染まないという指摘がなされたこともあった。特にハイデッガーにおける「他者の不在」は、政治思想への寄与を妨げている障壁であった。しかし本稿で触れたヴィラの思想史的分析やヘルトの自我の時間流の議論から、ハイデッガー思想の中に他者との協働や対抗といった公共世界の経験を理論的に解明する一つの可能性が望見できたとは言えないであろうか。

参考引用文献

- Arendt, Hannah (1958). *The Human Condition*, Chicago : University of Chicago Press.
—(1977). *The Life of the Mind*, New York : Harcourt Brace Jovanovich.
- Gadamer, Hans Georg (1960). *Wahrheit und Methode*, Tübingen : Mohr.
- Held, Kraus (1996). "Authentic Existence and the Political World," trans. by Amy Morgan and Felix 'O Murchadha, *Research in Phenomenology*, Vol. 26.
- Heidegger, Martin (1927). *Sein und Zeit*, Tübingen : Max Niemeyer.
—(1975). *Die Grundprobleme der Phänomenologie*, Frankfurt a.M. : Klostermann.
- Kaldor, Mary (2003). *Global Civil Society*, Cambridge : Polity Press.
—(2003-2). "The Ideas of Global Civil Society" *International Affairs*, No.79, pp.583-593.
- Löwith, Karl (1928). *Das Individuum in der Rolle des Mitmenschen*, München : Drei Masken Verlag.
- Villa, Dana (1996). *Arendt and Heidegger*, New Jersey : Princeton University Press.
- 阿部齊 (1996)『民主主義と公共の概念』勁草書房。
- 有賀誠 (2004)「公共性」『現代規範理論入門』ナカニシヤ出版。
- アレント, ハンナ (1975)『暗い時代の人々』阿部齊訳、河出書房新社。
— (1994)『人間の条件』志水速雄訳、ちくま文庫。
— (1994)『精神の生活』佐藤和夫訳、岩波書店。
- ペイナー, ロナルド (1988)『政治的判断力』浜田義文訳、法政大学出版局。
- バーンステイン, リチャード (1997)『手すりなき思考』谷徹・谷優訳、産業図書。
- デューイ, ジョン (1969)『現代政治の基礎—公衆とその諸問題』阿部齊訳、みすず書房。
- 福田歓一 (2001)「西欧思想史における公と私」(公共哲学第1巻『公と私の思想史』東京大学出版会)。
- 後藤玲子 (2002)『正義の経済哲学』東洋経済新報社。
- ハーバーマス, ユルゲン (2002)『事実性と妥当性』河上倫逸・耳野健二訳、未来社。
- ハイデッガー, マルティン (1994)『存在と時間』細谷貞雄訳、ちくま文庫。

- － (2001)『現象学の根本諸問題』創文社。
- ヘルト, クラウス (1988).『生き生きとした現在』新田他訳、北斗出版。
- － (2004)「フッサーとハイデッガーにおける本来的時間の現象学」三村尚彦・井上克人訳『思想』No. 966.
- 広井良典 (1999)『日本の社会保障』岩波書店。
- 今田高俊 (2004)「福祉国家とケアの倫理」(塩野谷他編2004)。
- 岩田靖夫 (1990)『神の痕跡』岩波書店。
- カルドー, メアリー (2003)『新戦争論』山本武彦・渡部正樹訳、岩波書店。
- 亀嶋庸一 (2003)『20世紀政治思想の内部と外部』岩波書店。
- 木田元 (2001)『偶然性と運命』、岩波書店。
- 小林正弥 (2000)『政治的恩顧主義』東京大学出版会。
- 小玉重夫 (1999)『教育改革と公共性』東京大学出版会。
- 小島祥一 (1997)「日本の公共的意志決定システムとその改革」(宮川公男編著『政策科学の新展開』東洋経済新報社1997)。
- レーヴィット, カール (1967)『人間存在の倫理』佐々木一義訳、理想社。
- 宮本太郎 (2004-1)「勤労・福祉・ワークフェア」(塩野谷他編2004)。
- 宮本太郎 (2004-2)「新しい右翼と福祉ショービニズム」(斎藤純一編著『福祉国家／社会的連帶の理由』ミネルヴァ書房2004)。
- 森川輝一 (2004)「公共性」(古賀敬太編著『政治概念の歴史的展開』晃洋書房)。
- 内閣府 (2004)『国民生活白書平成16年版』。
- ローテイ, リチャード (2000)『偶然性・アイロニー・連帶』斎藤・山岡・大川訳、岩波書店)。
- 酒井潔 (2001)「モナド論・基礎有論・メタ有論」『思想』No. 930.
- セネット, リチャード (1991)『公共性の喪失』北山克彦・高階悟訳、晶文社。
- 新川敏光 (2004)「福祉国家の改革原理」(塩野谷他編2004)。
- 塩野谷祐一 (2002)『経済と倫理』東京大学出版会。
- 塩野谷祐一・鈴村興太郎・後藤玲編 (2004)『福祉の公共哲学』東京大学出版会。
- 庄司真理子 (2004)「グローバルな公共秩序の理論をめざして」(日本国際政治学会『国際政治』第137号)。
- 富永健一 (2001)『社会変動の中の福祉国家』中央公論社。
- ヴィラ, デーナ (2004)『アレントとハイデッガー』青木隆嘉訳、法政大学出版局。
- フォルラー, エルнст (2001)「ハンナ・アーレントとマルティン・ハイデッガー」(『ハイデッガーと実践哲学』A. ゲートマン=ジーフェルト、オットー・ペーゲラー編、下村・竹市・宮原監訳、法政大学出版局)。
- ウォルフレン, カルル (1990)『日本 権力機構の謎』篠原勝訳、早川書房。
- 藪野祐三 (1998)「ローカルイニシアティブの創造」(『日本公共政策学会年報1998』)。
- 山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編 (2003)『新しい公共性』有斐閣。
- 山川雄巳 (1999)「公共性の概念について」(『日本公共政策学会年報1999』)。

注

- 1) 本稿は2004年7月に開催された島根県立大学総合政策学会主催の研究会での報告に修正・補訂を加えたものである。席上有益なコメントを頂いた今岡日出紀教授、松岡紘一教授、文献についてご教示下さった鈴木登教授、参加され報告を聞いて下さった皆様に深謝したい。また査

読の労をとられた匿名のレフェリーの方々にも感謝申し上げたい。

- 2) 「親密さとはひとつの限られた視野であり、人間関係によせる期待である。それは人間の経験を局所に限ることであり、そこで直接的な生活環境に近いものが至上のものとなる。」セネット（1991）468頁。また「ケータイを持ったサル」現象については有賀（2004, 141頁）。
- 3) 平等な主権国家からなる国際システムのもとで、戦争は国家利益実現手段として当然の行為であり、従って敵も道徳的善悪基準から中立の「正しい敵」という概念で捉えられることになる。
- 4) これに加えてハーバーマスの市民的公共性を加えることも可能であろう。
- 5) 基礎づけ論を断念する立場もある。『偶然性・アイロニー・連帯性』（斎藤純一、山岡龍一、大川正彦訳、岩波書店、2000年）などにおけるリチャード・ローティーはその代表的な例であろう。
- 6) アレント『暗い時代の人々』（*Men in Darktimes*）。なお、タイトルのもとになったのはB. ブレヒトの亡命中に書かれた詩「あとから生まれる人びとに（*An Nachlassend*）」の冒頭の句である。
- 7) アレントの公共性について、近年注目すべき業績として小玉（1999）がある。小玉は現代アメリカの教育論に関してアレントの公共概念を考究した。ボウルズ＝ギンタスのポスト・リベラリズム民主主義教育論の紹介をおこない、ボウルズ＝ギンタスのアレント受容という回路を通してアレントの公共性論を扱っている。
“Reflection on Littlerock”はリトルロック事件を扱ったアレントの短い論文である。アーカンソー州の黒人分離教育が合衆国憲法に違反するという最高裁の判決をうけて、白人黒人の統合教育を高等学校で実施しようとした教育委員会に対して、アーカンソー州知事は州兵を動員して阻止しようとした。結局アイゼンハワー大統領が連邦軍を派遣してそれに護られる形で9人の黒人学生が入学した。アレントはこの事件を題材に教育と公共の問題を論じている。アレントはこの判決に表明されているニューディール以降のアメリカ・リベラリズムの思想を、それが政治的・公共的領域の平等実現を社会的領域での不平等の問題に正に置き換えてしまうこと、私的領域の機能である養育機能が公的な権力にかかわる問題になってしまったことを問題としているのである。
- 8) エルンスト・フォラートはハンス・ヨナスの評価を紹介している。「アレントはこの業績によって哲学の世界へ移った」というものである。フォラートは、それを否定してこれがアイヒマン裁判をきっかけにして起こされた仕事であり政治的意味を持つものであることを述べている（フォラート2001, 484頁）。
- 9) たとえば、ポール・リクール（1996）『他者のような自己自身』久米博訳、法政大学出版局、第十研究を参照。ならびに岩田靖夫『神の痕跡』（99頁）。

キーワード：公共 時間性 アレント ハイデッガー

(MURAI Hiroshi)